

JJAにしようわは

あなたの新たな旅立ちを応援します。

退職金専用 定期貯金

道しるべ

最大  
適用金利

年 **0.4%**

(税引後 0.318%)

退職金定期  
特別金利  
[期間1年]

年 **0.1%**  
(税引後 0.079%)

プラス

◆の項目に該当すると上記金利に各項目+0.1%上乗せ

- ◆当JAで「公的年金」をご指定の方（公的年金予約含む）
- ◆当JAでJAカードをご契約いただいた方（ご本人様のみ）
- ◆五大公共料金（電気・電話・NHK・ガス・水道）の内、当JAで3項目以上の引落しに該当する方（世帯含む）

[お預け入れ金額]：300万円以上1,000万円未満（期間1年の自動継続）

[対象者条件]

- 当JAの組合員の方、または新たに組合員に加入いただける方。
  - 平成30年3月1日から平成31年4月30日までに退職金を受けられたご本人。
- ※組合員加入には出資が必要となります。詳しくは当JA窓口にお問い合わせください。  
※退職金支給明細書、退職所得の源泉徴収票、退職金振込通帳等で確認させていただきます。

[取扱期間] 平成30年3月1日(木)～平成31年4月30日(火)

詳しくはお近くのJAにしようわ各支店までお問い合わせください。

■金融部 ☎ 24-1118	■八幡浜支店 ☎ 24-2222	■矢野崎出張所 ☎ 22-2130	■神山出張所 ☎ 22-3522	■真穴事業所 ☎ 28-0211	■川上事業所 ☎ 27-0311
■日土出張所 ☎ 26-1111	■三瓶支店 ☎ 33-1211	■保内支店 ☎ 36-0111	■伊方支店 ☎ 38-0311	■瀬戸出張所 ☎ 53-0211	■三崎出張所 ☎ 54-1122

西宇和農業協同組合 



## 退職金専用 定期貯金

# 道しるべ

【取扱期間】平成30年3月1日(木)～平成31年4月30日(火)

### ■商品名

- ・退職金専用定期貯金 「道しるべ」

### ■ご利用いただける方

- ・個人の方で組合員または組合にご加入頂ける方  
(退職金を受けられたご本人)

### ■預入原資

- ・平成30年3月1日から平成31年4月30日までに退職金をお受け取りの方
- ※退職金支給明細書、退職所得の源泉徴収票、退職金振込通帳等で確認させていただきます。

### ■預入期間

- ・定型方式1年
- ・自動継続(元金継続または元利金継続)のお取り扱いとなります。

### ■預入形態

- ・通帳式、証書式どちらでも取扱い致します。

### ■預入方法

- (1) 預入方法
  - ・一括預入
  - ・ATMでのお預け入れは対象外となります。
- (2) 預入金額
  - ・300万円以上1,000万円未満
  - ※ただし、退職金受取額を上限と致しますので、複数契約は可能となります。
- (3) 預入単位
  - ・1円単位となります。

### ■利息

- (1) 適用利率
  - ・年0.1%(税引後0.079%)を約定利率として適用致します。さらに、(1)当JAで「公的年金」をご指定の方(公的年金予約含む)(2)当JAでJAカードをご契約頂いた方(ご本人様のみ)(3)五大公共料金(電気・電話・NHK・ガス・水道)の内、当JAで3項目以上の引落しに該当する方(世帯含む)以上の条件に該当する方は、上記利率(約定利率)に、それぞれ年0.1%(税引後0.079%)を上乗せした利率(約定利率)を適用致します。
  - ※最大で0.4%(税引後0.318%)
- (2) 満期後の取扱い
  - ・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金(1年もの)に自動継続し、自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用致します。
- (3) 利払頻度
  - ・満期日以後に一括して支払いとなります。
- (4) 計算方法
  - ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
- (5) 税金
  - ・20.315%※(国税15.315%、地方税5%)の分離となります。
  - ※平成49年12月31日までの適用となります。
- (6) 金利情報の入手方法
  - ・窓口でお問い合わせください。

### ■手数料

- ・不要です。

### ■付加できる特約条件

- ・総合口座の担保に組入れできます。  
(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)
- ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」のお取り扱いができます。

### ■中途解約時の取扱い

- ・初回満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利率とともに払い戻します。

### ■貯金保険制度(公的制度)

- ・保護対象  
当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

### ■苦情処理措置および紛争解決措置の内容

- ・苦情処理措置  
本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または当組合本店金融部業務課(電話:0894-24-1118)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所(電話:089-948-5656)でも、苦情等を受け付けております。
- ・紛争解決措置  
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は次の機関を利用できます。上記組合担当部署または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。  
愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)

### ■その他参考となる事項

- (1) 募集金額
  - ・JAにしろわ合計 5億円
- (2) 取扱期間
  - ・平成30年3月1日(木)～平成31年4月30日(火)
- (3) その他
  - ・本商品は金融情勢等により金利および取扱内容を変更する場合がございます。
  - ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

平成30年3月1日現在

詳しくは窓口にお問い合わせください。

店舗名

.....

TEL

.....

担当者